

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

中部（愛知）国民年金 事案 3807

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。夫は亡くなっているので詳しいことは分からないが、申立期間の保険料については、夫は納付済みとされているので、私の保険料も一緒に納付してくれたはずである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする夫についても、昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において保険料を全て納付していることから、夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月頃に夫と連番で払い出されていることから、申立人及びその夫の国民年金加入手続は、いずれもこの頃に行われたものと推認される。オンライン記録によると、申立人及びその夫については、35年10月1日を被保険者資格取得日とする事務処理が行われており、この加入手続後、申立人及びその夫は、60歳に到達するまで国民年金に加入していることから、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料若しくは過年度保険料として納付すること、又は特例納付制度を利用して特例納付保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとして、国民年金被保険者台帳によると、夫の申立期間に係る保険料については、当初は通常の納付方法（現年度保険料又は過年度保険料）では納付されておらず、後から第2回特例納付制度を利用して昭和50年11月において遡

って一括納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料についても、申立期間当時は、夫同様に納付されていなかったものと考えられる。しかし、夫は、この特例納付時点においては、特例納付制度を利用して保険料の納付を行わなくても、老齢年金等の受給資格（10年）を得るために必要な期間を満たしていたことは明らかであったことから、この特例納付は、夫の国民年金加入期間を全て保険料納付済期間とすること、及び受給額の増額を目的としていたことがうかがわれる。これらのことを踏まえると、納付意識の高かった夫は、申立人についても、国民年金加入期間を全て保険料納付済期間とすること、及び受給額の増額を目的として、12か月と短期間である申立人の申立期間に係る保険料を、第2回特例納付制度を利用して、自身の保険料と併せて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B支店における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで
A法人B支店から同法人C支店へ異動した時の年金記録が1月欠落している。継続して勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A法人から提出された人事異動通知書及び同法人の回答により、申立人は、申立期間において、同法人B支店及び同法人C支店に継続して勤務し（平成8年4月1日に同法人B支店から同法人C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B支店におけるオンライン記録の平成8年2月の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A法人は、「資格喪失日を間違って届け出たものと思う。」と回答していることから、事業主が平成8年3月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B支店における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで
A法人B支店から同法人C支店へ異動した時の年金記録が1月欠落している。継続して勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A法人から提出された人事異動通知書及び同法人の回答により、申立人は、申立期間において、同法人B支店及び同法人C支店に継続して勤務し（平成8年4月1日に同法人B支店から同法人C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B支店におけるオンライン記録の平成8年2月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A法人は、「資格喪失日を間違って届け出たものと思う。」と回答していることから、事業主が平成8年3月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月22日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社の賞与に係る資料等により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8825

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社を平成21年8月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失日が同月1日とされている。同月31日まで勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同様に勤務していたとする同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日の平成21年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているが申立期間も引き続き勤務していたとする上記同僚に係る同年分の所得税の確定申告書及び同社の給与明細書により、当該同僚は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録の平成21年7月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主の回答は得られなかったが、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、資格喪失日が平成21年8月1日となっていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万2,000円、申立期間②を1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月24日

A社の平成15年8月と同年12月の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの申立期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から判断して、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私は、20歳になったときから就職するまでの期間については、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。当時、保険料を納付した際の領収証書などは、役場の方が無くしても大丈夫と言っていたので、すっかり信用して大切に扱わず、紛失してしまったようである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、同年6月に付番されており、基礎年金番号における国民年金の被保険者資格については、申立人が共済組合の組合員資格を喪失した同年4月まで遡って取得していることが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（8年12月まで使用されていた年金手帳の国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、母親は、申立人と同様に20歳時点で学生であった弟についても、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとしており、弟に関しては当時の領収証書の一部が残っていたため、年金記録を見付けることができたとして、オンライン記録によると、弟については、20歳到達時に国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていることが確認できる。しかし、申立人については、上述のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらず、申立期間は未加入とされていることから、弟とは状況が異なり、弟の保険料が納付されていることをもって、母親が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたA郡B町（現在は、C市）及びその後に居住しているD市においても、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私はA社を退職するとき、昭和 49 年 3 月 31 日付けで退職する旨を伝えたにもかかわらず、同月 30 日付け退職となっている。調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録には、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できるものの、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は、同年 3 月 30 日とされている。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 30 日、資格喪失日は同年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる上、同社は、「当時は月末が休日の場合は最終出勤日をもって退職日とする取扱いをしていたと思われる。」と回答している。

さらに、A社の複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言及び資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 56 年 8 月まで

申立期間において、A社で勤務していた。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B事業所でC業務をしていた。」と主張しているところ、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「B事業所に行ったことがある。」と証言している上、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は残存せず、申立人の勤務、当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8829

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで
私が A 社で勤務していた期間の報酬と年金記録の標準報酬月額に相違がある。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書(昭和 55 年 10 月から 60 年 11 月まで、61 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月分)に記載された報酬月額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額である期間が確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の期間に係る給与支給明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、申立人から給与支給明細書が提出されていない期間(昭和 55 年 8 月、同年 9 月、60 年 12 月、61 年 2 月及び同年 5 月から平成元年 2 月までの期間)については、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらず、解散した B 厚生年金基金を引き継いだ C 厚生年金基金から提出された当該

基金の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、前述の給与支給明細書が提出されている期間の標準報酬月額に係る記録の状況から判断して、当該期間においても、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。